

大山崎町個人情報保護運営審議会 資料

## 特別定額給付金事業に係る 施設入所等児童等について

## 1 個人情報保護取扱事務の概要

### ① 事業の目的及び概要

- 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人につき10万円を世帯主の方へ給付する事業。

### ② 給付額

- 基準日（4月27日現在）で住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円が支給される。

### ③ 給付の受給権者

- 給付対象者の属する世帯の世帯主が世帯員を代表して世帯分の給付金を受給。

#### ○ 給付金支給に係る特例措置

- 給付金の支給に当たっては、基準日時点で住民登録のある市町村が支給することが原則となっている。
- しかしながら、諸事情により住民票を移すことができていないため、住民登録のある市町村に住んでいない者が存在する。それらの者のうち、下記の対象者（以下「特例対象者」という。）については、国の通知により、住民登録に関わらず現に居住等する市町村が特例対象者本人に給付する特例措置を行うこととされている。

#### ○ 特例対象者となる「施設入所等児童等」の定義（別紙1の2・3ページ目を参照。）

- 虐待や家庭における養育上の問題等の事情により、保護や支援等を受ける施設等に入所する必要があると自治体が判断し、施設等への入所の措置を行った児童等又は児童以外の者

### ④ 大山崎町における実施体制

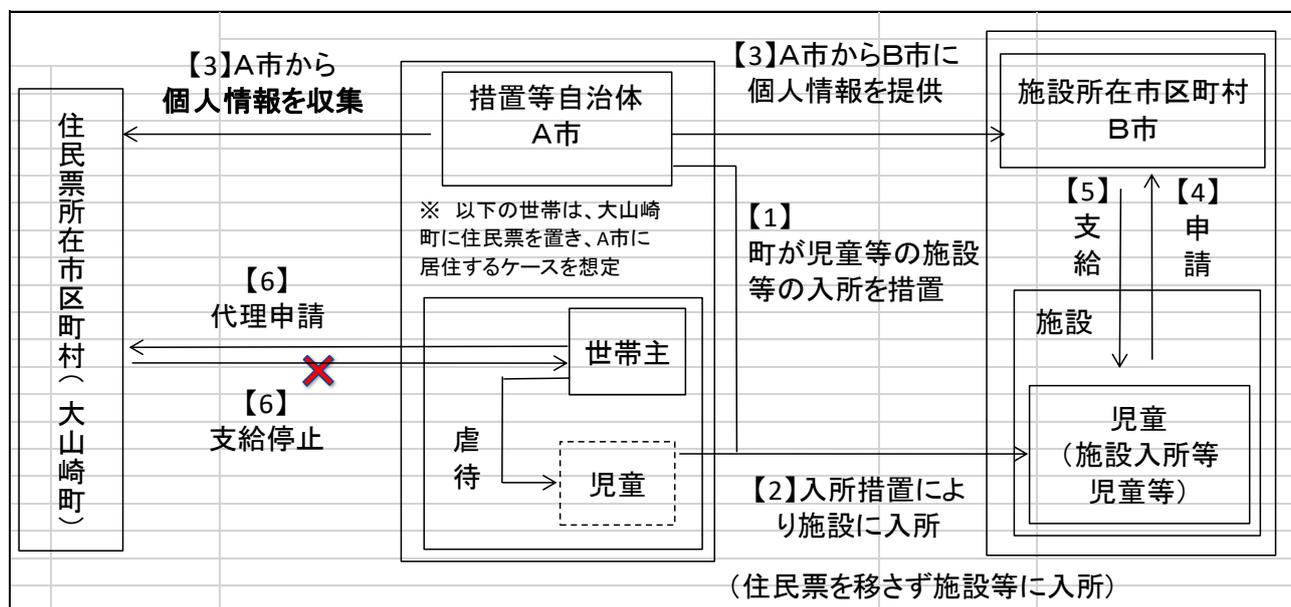
- 特別定額給付金の業務に係る事務局は、総務部政策総務課企画観光係に設置し、個人情報の取り扱いを含め、同系の職員が事務を行う。

## 2 個人情報の収集制限、目的外利用及び提供の制限について

### ① 個人情報の収集制限（別紙2の1ページ目を参照）

- 町個人情報保護条例第5条においては、実施機関が個人情報の収集は、本人から収集することを原則としているが、例外として、本人以外のものから収集することについて相当の理由があり、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、原則に限らないとしており、その場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないとしている

- 大山崎町が当該事業において個人情報を収集する場合の事例
  - 想定される事例
    - ※ 大山崎町が、住民票所在市区町村である場合
    - ※ 措置等自治体及び施設所在市区町村が、大山崎町ではない場合



- 特別定額給付金の支給に係る個人情報の収集の流れ
  - 【1】 A市が、世帯主からの虐待を受けている児童に対し、町外の施設の入所措置等を行う。
  - 【2】 児童は、世帯主から児童が居住する施設の住所地を知られることのないよう住民票を大山崎町から施設所在市町村に移さず、B市の施設等に入所する。
  - 【3】 A市は、大山崎町及びB市に対し、児童の氏名や入所施設の個人情報を提供し、大山崎町は、A市から個人情報を収集する。
  - 【4】 児童等は、B市へ申請書類を提出。
  - 【5】 B市は、A市から提供された児童の個人情報をもとに、児童に対し給付金を支給。
  - 【6】 仮に住民票上の世帯主から大山崎町に対し、児童の給付金の代理申請を行った場合、大山崎町は、世帯主からの児童分の申請に対し給付金の支給を停止する。

※ 大山崎町は、施設入所等児童等が入所する施設がないため、施設所在市区町村となる場合は想定されない。

※ 児童が退所した場合

- A市がB市に、児童に対し給付金の支給の有無を確認し、その結果を、A市から大山崎町に情報提供が行われる。

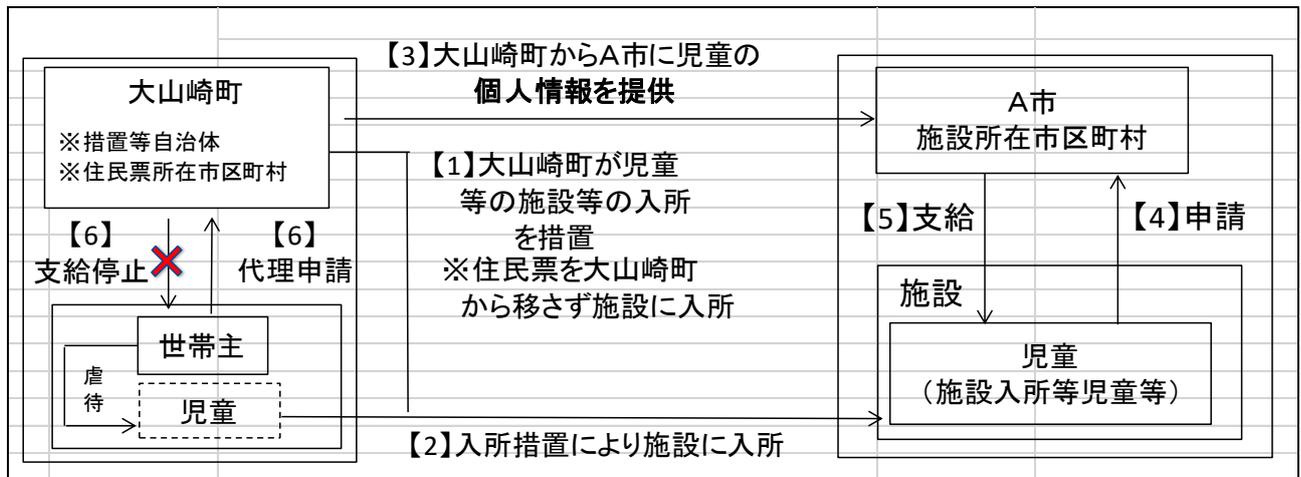
② 個人情報の目的外利用及び提供の制限について（別紙2の2ページ目を参照）

- 町個人情報保護条例第6条において、実施機関は、収集目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供をしてはならないことを原則としているが、例外として、個人情報を利用し又は提供することに相当の理由があり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、原則に限らないとしており、その場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないとしている

○ 大山崎町が当該事業において個人情報を目的外に利用し提供する場合の事例

● 想定される事例（1）

※ 大山崎町が、措置等自治体及び住民票所在市町村である場合



○ 特別定額給付金の支給に係る個人情報の提供の流れ

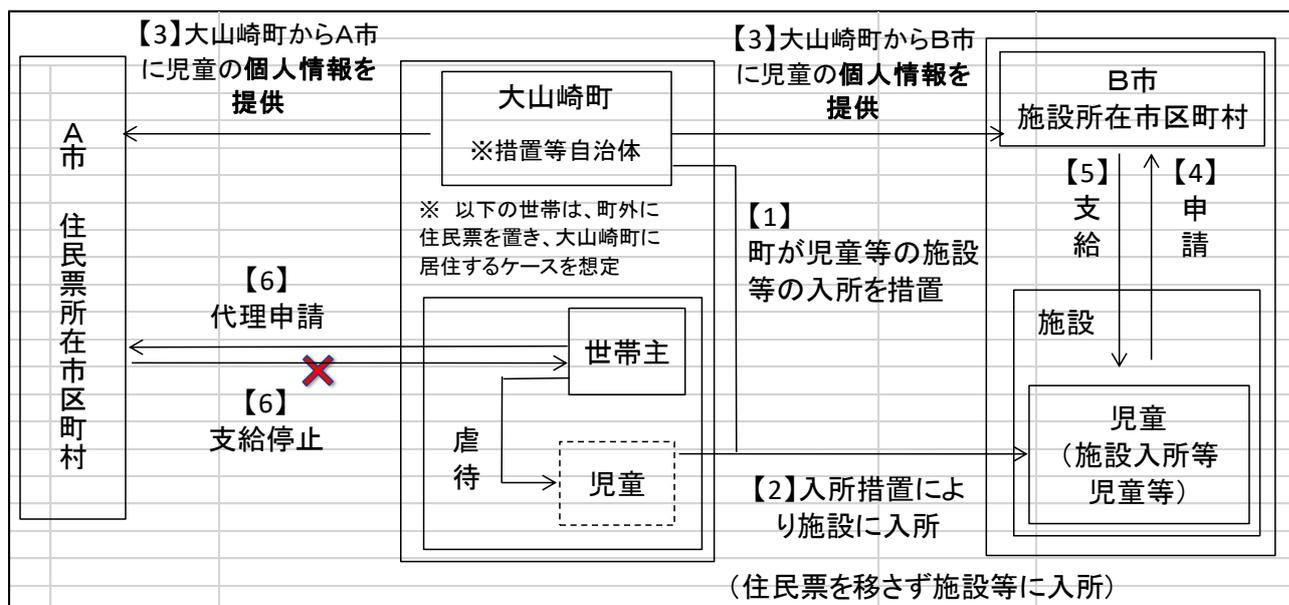
- 【1】 世帯主から虐待を受けている児童に対し、町外の施設の入所措置を行う。
- 【2】 児童は、世帯主から児童が居住する施設の住所地を知られることのないよう住民票を大山崎町から施設所在市町村に移さず、大山崎町の入所措置によりA市内の施設に入所する。
- 【3】 大山崎町はA市に対し、児童の氏名や生年月日、施設名等の個人情報を提供する。
- 【4】 児童は、入所する施設の代理申請により、A市へ申請書類を提出。
- 【5】 A市は、大山崎町から提供された児童の個人情報をもとに、児童から給付金の申請を受付し給付金を支給する。
- 【6】 世帯主から大山崎町に対し、児童分の給付金の代理申請を行った場合、児童分の給付金は、A市から支給を行うことになるため、大山崎町では、施設入所等児童分の給付金の重複払いを避けるため、世帯主からの児童分の申請に対し給付金の支給を停止する。

※ 児童が施設を退所した場合

入所措置後に児童が退所した場合は、大山崎町から施設所在市区町村に対し、児童に対する給付金の支給がすでに完了しているかどうかの確認を行う。

● 想定される事例（2）

※ 大山崎町が、措置等自治体であり、施設入所等児童等の住民票所在市区町村が、大山崎町ではない他の自治体である場合



○ 特別定額給付金の支給に係る個人情報の提供の流れ

- 【1】 大山崎町は、世帯主からの虐待を理由に町内に居住する児童に対し、町外B市に所在する施設の入所措置等を行う。
- 【2】 児童は、世帯主から児童が居住する施設の住所地を知られることのないよう住民票をA市からB市に移さず、大山崎町の入所措置によりB市内の施設に入所する。
- 【3】 大山崎町は、A市及びB市に対し、児童の氏名や生年月日、施設名等の個人情報を提供する。
- 【4】 児童は、入所する施設の代理申請により、B市に申請書類を提出。
- 【5】 B市は、大山崎町から提供された児童の個人情報をもとに、児童から給付金の申請を受付し給付金を支給する。
- 【6】 世帯主からA市に対し、児童分の給付金の代理申請を行った場合、児童分の給付金は、B市から支給を行うことになるため、A市では、施設入所等児童分の給付金の重複払いを避けるため、世帯主からの児童分の申請に対し給付金の支給を停止する。

※ 児童が施設を退所した場合

- 施設への入所措置後に児童が退所した場合は、大山崎町からB市（施設所在市町村）に対し、児童に対する給付金の支給が完了しているかどうかの確認を行うとともに、大山崎町からA市（住民票所在市町村）に対し、その旨の情報を提供する。

### 3 個人情報の内容（収集及び目的外の使用又は提供する内容）

- ・ 別紙1のとおり（別添様式1～4）

### 4 個人情報保護審議会の諮問答申の内容

- ・ 大山崎町が施設入所等児童等の個人情報の収集、目的外使用及び提供を行うことに相当の理由があり、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるかどうかの諮問に対し答申いただくもの。

### 5 個人情報の保管方法

#### ① 文書

- ・ 担当部局は、本人外収集及び目的外利用のため保有することとなった個人情報が記録された文書を、処理後直ちに執務室内の保管庫に収納し、施錠して保管するとともに、廃棄する場合には裁断等により判読不可能な状態にする。

#### ② データ

- ・ データ処理用のシステムを構築し、システム及びデータはサーバー内において下記(ア)～(イ)のとおり保管する。

#### (ア) データの処理方法

- ・ 担当部局のみしか使用できないフォルダ内においてデータを作成し処理を行う。

#### (イ) 保管方法

- ・ システムに取り込まれた個人情報は、サーバーに保管し、定期的にバックアップ処理する。バックアップデータは外部媒体に記録し保管する。

### 6 個人情報の保護措置

- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の本人外収集及び目的外利用又は提供を行う趣旨を職員が十分に理解したうえで業務を進めていくよう周知を図るとともに、大山崎町情報セキュリティポリシーの遵守要件に基づき、個人情報の適正管理を徹底する。

#### ① サーバー

- ・ 担当職員のみがアクセスできるサーバーを使用する。

#### ② クライアント機

- ・ クライアント機は、担当者ごとにIDとパスワードを付与し、担当者がIDとパスワードの認証を受け作業を行う。

#### ③ ネットワーク

- ・ 担当職員が当該業務に使用するクライアント機は、外部のインターネット等には接続しないクローズドネットワーク環境で使用する。

#### ④ 人的セキュリティ対策

- ・ 担当職員に対して個人情報の保護や情報セキュリティポリシーに関する注意喚起を行う。

## 7 本人外収集及び目的外利用の開始時期

- 大山崎町個人情報保護運営審議会答申後

## 8 資料

- 別紙1 総務省事務連絡「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について」
- 別紙2 「大山崎町個人情報保護条例（平成16年6月30日条例第10号）抜粋」